

社会福祉法人無何有の郷 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、職員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年10月1日～2025年9月30日までの 3年間

2. 内 容

目標1：産休・育休に関する制度や規則の周知及びサポート

産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。また、子どもが生まれる際の父親の休暇及び育児休業の取得を促進するため、休業を取得しやすい職場環境を形成する。

<対策>

- 2022年10月～ 就業規則の課題検討
- 2023年 4月～ 職員への周知

目標2：年次有給休暇の計画的取得の促進

有給取得状況を法人内で共有し、有給を取得しやすい職場環境の構築を図り年次有給休暇取得率を80%まで向上させる。

<対策>

- 2022年10月～ 有給管理簿の調整、有給取得率の現状分析
- 2023年 1月～ 計画的取得について検討開始及び管理職研修の実施
- 2023年 4月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組開始